

令和6年7月22日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

令和2年度（最情）答申第17号（令和2年9月24日答申）において不開示情報を含むと判断された「民事裁判起案の留意点」の全部を裁判所HPに掲載したことを決定した際の文書（不開示情報を裁判所HPに掲載しても問題ないと判断した理由が書いてある文書を含むが、これに限らない。）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和6年6月6日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 現在、裁判所ウェブサイトに掲載されている「民事裁判起案の留意点」は令和6年2月版であるところ、本件開示申出書に記載されている「令和2年度（最情）答申第17号（令和2年9月24日答申）において不開示情報を含むと判断された「民事裁判起案の留意点」」は平成30年12月版であり、平成30年12月版が裁判所ウェブサイトに掲載されたという事実はないため、同文書を裁判所ウェブサイトに掲載したことを決定した際の文書や不開示情報を裁

判所ウェブサイトに掲載しても問題がないと判断した理由が書いてある文書は作成又は取得していない。

(2) よって、原判断は相当である。